

2009年8月18日
郵便事業株式会社

航空危険物を内容品とするゆうパックの航空搭載事故に対する
国土交通省からの行政指導について

平成21年8月6日（木）に大阪府内で引き受けたゆうパックの内容品として（送り状の品名欄には「衣服、アクセサリ」と記載有り）、玩具用花火が航空輸送される事故が平成21年8月8日（土）に発覚しました。

この度発生しました航空危険物の航空搭載事故により、郵便事業に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

なお、この事故を受け国土交通省航空局より保安検査体制等の改善を実施し、改善結果を平成21年9月1日（火）までに報告するよう求められました。

郵便事業株式会社といたしましては、国土交通省からの行政指導を厳粛に受け止め、適正な業務運行体制の確立・定着を図り、全社を挙げてお客さまの信頼回復に最善の努力をいたします。

以 上